

# 将来的なこども予算倍増に向けたこども政策の強化の具体的検討に関する 指定都市市長会緊急提言

急速に進展する少子化により、こども政策への対応は先送りの許されない喫緊の課題である。令和5年4月の「こども家庭庁」の設立という大きな局面にあたり、令和4年11月21日、指定都市市長会として、誰ひとり取り残さない持続可能な「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども政策担当大臣に提言を提出したところである。

こども政策については、令和5年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」において、将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示することとされているが、それに先立ち、令和4年第2次補正予算にて、伴走型の相談支援と経済的支援を一体として実施する事業である「出産・子育て応援交付金」が創設されたところである。また、令和5年1月6日、内閣総理大臣からこども政策担当大臣に対し、こども家庭庁の発足を待たず、①児童手当を中心とした経済的支援の強化、②幼児教育・保育サービスの強化及び全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充、③働き方改革の推進とそれを支える制度の充実の3つの基本的方向性に沿って検討を進め、具体的なたたき台を3月末までにとりまとめるよう指示があり、こども政策の強化に関する関係府省会議において、検討が進められている。

基礎自治体として多くのこどもと子育て家庭に幅広い行政サービスを直接提供し、また大都市としての総合力を有する指定都市においては、我が国のこども政策推進の牽引役を果たすため、これまで以上に国と連携していく必要がある。

将来的なこども予算倍増に向けたこども政策の強化の具体的検討にあたり、下記のとおり緊急提言する。

## 記

### 1 児童手当を中心とした経済的支援の強化

全ての家庭が安心してこどもを産み・育てることができる環境を整えられるよう、国の責任において、長期的に安定的な財源を確保し、児童手当の拡充だけでなく、全ての子育て家庭に資する全国一律の制度を構築すること。

また、経済的支援の強化の具体的検討にあたっては、直接的支援のみならず、子育て家庭の経済的負担軽減について幅広く検討するとともに、複数のこどもを育てることに対する負担感の解消や、所得や年齢等により出産をあきらめる家庭がなくなるよう、少子化対策を目的としたこども政策の拡充や再構築を、国主導で行うこと。

- (1) 各地方自治体がそれぞれ独自の助成制度を実施している子ども医療費助成制度については、各地方自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、社会保障制度として長期的に安定した持続可能な全国一律の制度を創設すること。また、国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置の全廃については、制度創設を待つことなく、早急に取り組むこと。
- (2) 多子世帯への保育料の負担軽減について、こどもの人数に応じた軽減が受けられるよう、所得制限や年齢制限の撤廃等、施策の拡充を図ること。さらに、第2子以降の保育料について、無償化を進めること。
- (3) 保育所等の利用者負担額については、各地方自治体で国の基準から軽減した保育料を設定している状況を踏まえ、国基準保育料の引き下げを図り、財政措置を拡充するとともに、学校・保育所等の給食費等については、独自の助成制度を実施する地方自治体が増えている状況を踏まえ、長期的に安定した持続可能な全国一律の制度を創設すること。

## 2 幼児教育・保育サービスの強化及び全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充

以下の内容について、「量的拡充」・「質の向上」両面の観点から、国の責任において必要な支援を実施すること。

- (1) 保育士配置基準の抜本的な見直しに取り組むとともに、必要となる保育士を確実に確保できるよう、公定価格の処遇改善等加算の更なる拡充や地方自治体の実施する保育士等確保策への財政措置を講ずること。また、保育所等の老朽化対策等の施設整備に係る補助率の嵩上げ等の財政措置についても講ずること。
- (2) 医療的ケア児の保育所・放課後児童クラブ等への受入促進を図るため、各施設等への看護師等の配置に係る財政措置の更なる拡充等の措置を講ずること。
- (3) 放課後児童クラブ等の運営費において、質の向上や人材確保のための更なる処遇改善、効率的な運営の促進に要する経費及び施設を確保・維持するための賃借料について財政措置の拡充を図るとともに、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携や一体的運営を推進するため、両事業の推進及び安定的・継続的に実施していくための財政措置を講ずること。
- (4) ひとり親家庭に対する就労支援等に係る給付金や養育費履行確保等の支援、こどもの体験・学習支援や居場所づくりなど、こどもの貧困対策に係る施策の拡充・強化と財政措置の充実を図ること。
- (5) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の継続的かつ効率的な実施のため、事務委託費用について、経済的支援の実施方法を限定せず、全ての地方自治体で事業を実施するための必要な財源を不足なく確保するとともに、事業の実施方法の変更や自治体情報システムの標準化を踏まえたシステム構築等、制度の柔軟な運用がされるよう、システム構築等に係る費用について令和6年度以降も継続的に措置すること。

## 3 働き方改革の推進とそれを支える制度の充実

- (1) 「社会でこどもを育てる」環境づくりを促進するためには、企業をはじめとした社会全体の子育てや働き方に対する意識改革が必要であることから、これらに取り組む各地方自治体における事業の充実が図れるよう必要な財政支援を講ずること。
- (2) 誰もが育児休業を取得しやすくなるよう、経済的な不安を軽減する給付制度の拡充を図るとともに、企業に対する助成などの支援を強化すること。

## 4 子育て家庭のニーズに応じた多様な取組の支援

国において、指定都市をはじめ各地方自治体の実情に応じたこども・子育て支援施策や先進的な取組を参考にするとともに、それらの取組のほか、国の新たな取組によって生じる地方自治体への様々な負担に対して、必要かつ十分な人的・財政的支援を講ずること。また、行政機関のみならず、地域の NPO や関係機関が協働してそれぞれの役割を主体的に果たしていけるような仕組みを構築すること。

令和5年3月6日  
指定都市市長会